

第23回 学校給食改革本部会議 議事録

令和8年5月28日

議題1 旧東清掃事業所解体工事の状況について

議題2 (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について

議題3 大島学校給食センターについて

議題1～3を資料に従い説明

(説明者：環境部長及び教育環境部長)

(1) 主な意見等

(市長) 仮設工事の期間は3か月程度か。

(清掃施設課長) そのとおり。届出からの一連の流れに3か月を要するが、一体的に仮設テントを設置することにより、解体工事の工期全体としては短縮を図れるものとする。

(市長) 部分払について、PFI事業の一般的な資金調達スキームとは変わることには問題はないか。

(教育環境部長) SPCと協議の上、契約変更を行うことに問題はないと考える。

(学校給食課長) 契約変更の協議に当たっては、契約関係部署にも確認しながら進める。

(市長) 事業契約の変更はどのようなものか。

(教育環境部長) 現在は施設の引渡後にサービス購入費を支払う契約であるが、一部について支払時期を変更することを想定している。

(市長) 部分払の対象は。

(教育環境部長) 協議を行い、現時点での支払について合理的な理由がある経費を対象としたい。

(市長) 大島学校給食センターの開所式は。

(学校給食課長) 9月末の施設完成は困難であると聞いている。現在、遅れている建築資材の納入時期が不透明で、日々状況が変わっているが、SPCと連携を取りつつ、いつ頃できるのかということをお示しする。

(石井副市長) 6月議会開催中の専決処分については、反対という意味ではないが、考え方として、本市は通年議会であり、さらに定例会議の期間中に、議会に諮らないということに懸念がある。また、2ページのSPCの

資金調達状況の左図について、部分払を実施する場合のイメージ図がなくわかりづらい。事業実施がされた後でないと、契約金の支払は発生しないものであるはず。

(学校給食課長) 業務の履行が確認できるものについて、サービス購入費の一部を支払うことを考えている。

(石井副市長) P F I 事業においては、施設引渡しが市側の起点となるが、法的に問題はないのか。

(学校給食課長) P F I 法では、支払に係る規定はないが、原契約においては、施設の引渡しを受けた後、設計を含めて施設整備業務すべての支払を行うことになっており、契約変更により、部分払に係る規定を追加したい。

(石井副市長) 部分払を行うことについては承認したため異論はないが、問題がないのか確認が必要。

(奈良副市長) 用地の引渡しが遅れているため融資を受けられないとのことだが、市の土地であり、引渡しが遅れたとしても確実に給食センターは稼働するものであるが、それでも融資は実行できないものなのか。

(学校給食課長) 金融機関にも確認したが、入札参加時に融資条件とした期間や金額が変わるのであれば、融資の実行不可とのことであった。

(奈良副市長) 旧東清掃事業所解体工事に係る契約変更について、6月議会中の専決処分とするに至った経過は。

(清掃施設課長) 油混じりの水が表面だけでなく底にも全域に渡っていることや様々な廃棄物があったことを踏まえ、大型のテントの設置が必要であると判断した。現在は、防災シートで覆って養生しているが、今後の台風シーズン等を考えると、1日でも早く、しっかりとしたテントで養生する必要があると考え、結果としてこの時期になった。

(石井副市長) 本来はすべて議会に諮るもので、委任専決は通年議会になる前に、どのように速やかに意思決定を行うかという中で市長へ委任をしたというのが根本の流れである。

(萱野副市長) 1 ページ中段に、土壌の分析結果が基準不適合だった場合について記載があるが、どういうことが考えられるのか。また、その場合さらに詳細調査・掘削等に数か月程度要する見込みとのことだが、具体的な想定を伺う。

(清掃施設課長) 不確定要素が多いが、P C B について言えば、水にほとんど解けない物質で、土壌への移行も極めて低いと言われている。厚さ 20 c m 以上のコンクリートに覆われているため、現時点で地下の土壌がひどく汚染されている可能性は低いと考えているが、分析してみないと分からない

い。仮に、分析の結果汚染が確認された場合には、さらに深さ方向にどこまで汚染されているか詳細調査を行う必要がある。それを踏まえ、掘削除去するのにさらに数か月かかる可能性がある。

(市長公室理事) 南部については、先が読めない状況である。保護者、生徒、地域へどういった周知を行っていく想定か。市から何も情報が来ないという疑念を抱かれないような対応をしてほしい。また、部分払に係る契約変更について、法的に問題がないかを確認しながら進めてもらいたい。

(教育環境部長) 周知については、事業スケジュールの見通しが立った段階で、保護者連絡アプリや、地域住民の会議等で状況をお知らせしていきたい。

(2) 結果

原案のとおり、承認。

- ・部分払の実施に係る契約変更について、本会議の意見を踏まえ、法的に問題ないか確認しながら進めること。

以 上

第23回 学校給食改革本部会議

日 時：令和8年5月28日(木)

午前9時45分～

会 場：第1特別会議室

議題

- (1) 旧東清掃事業所解体工事の状況について
- (2) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について
- (3) 大島学校給食センターについて

【構成員等名簿】

1 構成員

No.	役職	職 名	氏 名	出欠
1	本部長	市長	本村 賢太郎	出
2		教育長	細川 恵	出
3	副本部長	副市長	奈良 浩之	出
4			石井 賢之	出
5			萱野 克彦	出
6	本部員	市長公室長	片岡 聡一	出
7		総務局長	高林 正樹	出
8		財政局長	畑中 雄貴	出
9		緑区長	椎橋 薫	出
10		中央区長	福井 修一	出
11		南区長	有本 秀美	出
12		教育局長	若林 和彦	出
13		市長公室理事	河崎 利之	出
14		政策部長	岡田 洋一郎	出
15		財政部長	大井 芳泰	出
16		教育環境部長	佐野 強史	出
17		学校教育部長	石井 紀子	出

2 招致関係者

No.	職名	氏名	出欠
1	環境経済局長	高野 弘明	出
2	環境部長	重田 聡	出

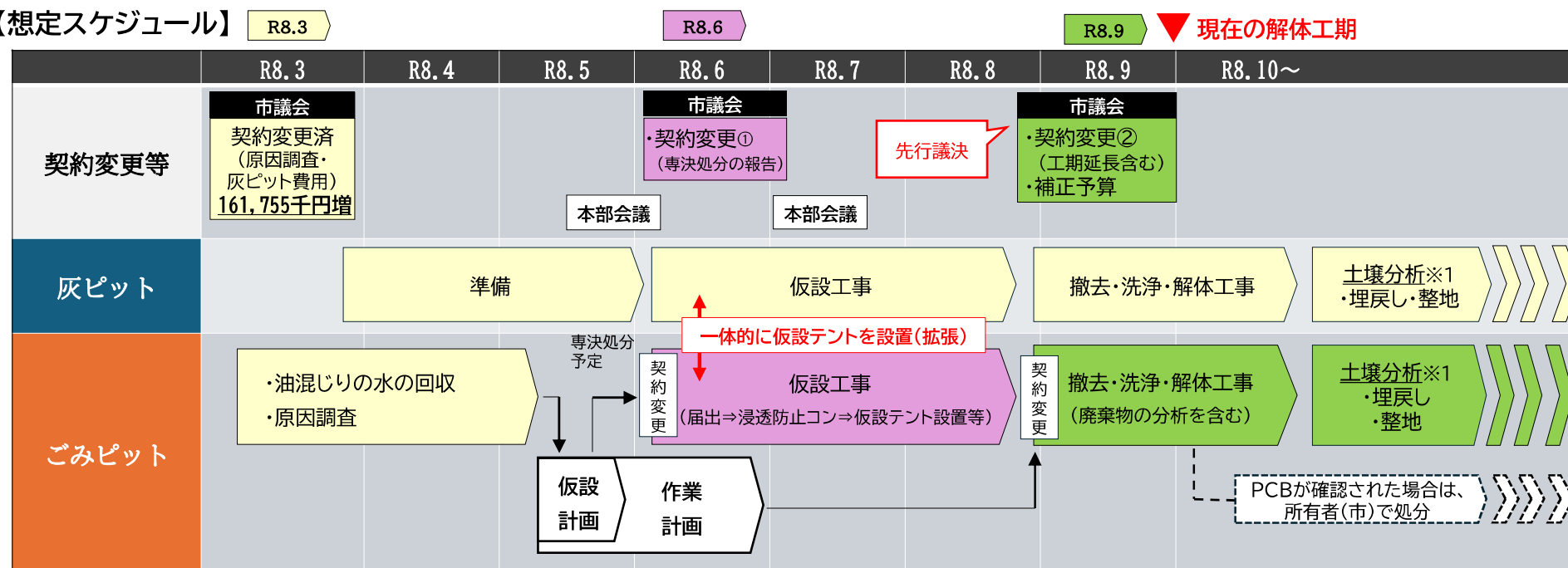


第23回学校給食改革本部会議

令和8年5月28日（木）

(1)旧東清掃事業所解体工事の状況について

【想定スケジュール】

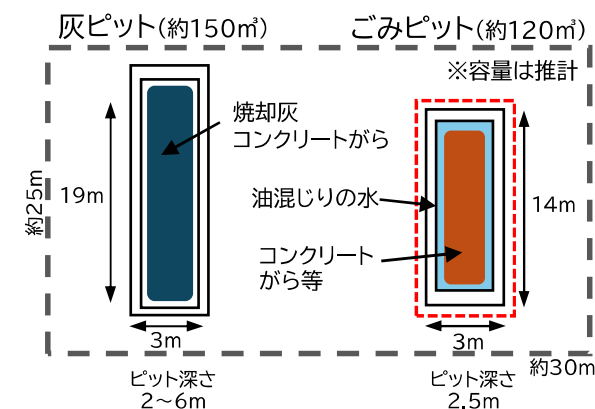


※1 解体後、土壌の分析結果が「基準不適合」だった場合、更に詳細調査・掘削等に数カ月程度を要する見込み

【地中構造物(ごみピット)に係る原因調査等の結果】

調査内容	・油混じりの水の回収作業や原因調査等を実施
ピット内部の状況等	・油混じりの水は、ごみピット底部全域に渡っていることを確認（回収し保管） ・内部は、コンクリートがら、木くず、鉄筋、鉄骨等の様々な廃棄物のほか、土砂等が混在している状態
調査結果	・現時点の調査において、原因物らしきもの(コンデンサー等)は、見当たらなかった。 ・油混じりの水：当初分析結果から、PCBの含有を確認した。 ・土砂：PCBの含有は確認されなかった。

【概略平面図】



【今後の方向性】

- 「ごみピットに係る作業計画」等を作成し、対策費用と解体工期を定める。
- ・解体作業に先立って、仮設テントで2つのピットを一体的に覆い、飛散防止対策等の安全対策を行う。
- ・廃棄物については、適正にPCB分析※を行い、安全を確認したうえで、産業廃棄物として処分を行う。

※PCBが確認された場合、必要に応じてPCB汚染物対策経費(R8当初予算)の補正予算対応等を行う。

(2) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について

第22回本部会議
承認事項

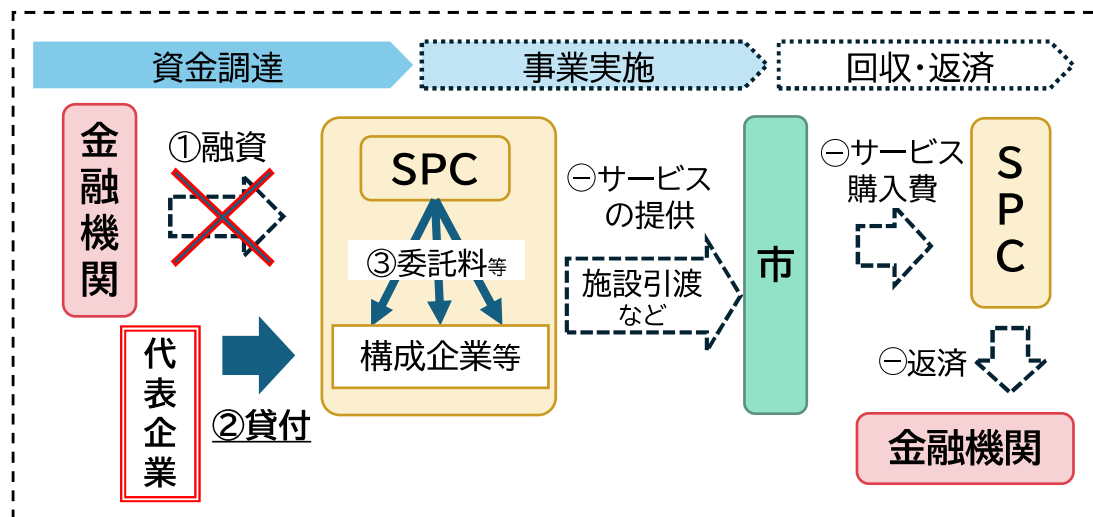
対応の方向性

- ▶ 事業契約を変更し、履行が確認可能な業務について部分払を行う方向で検討

【検討事項】

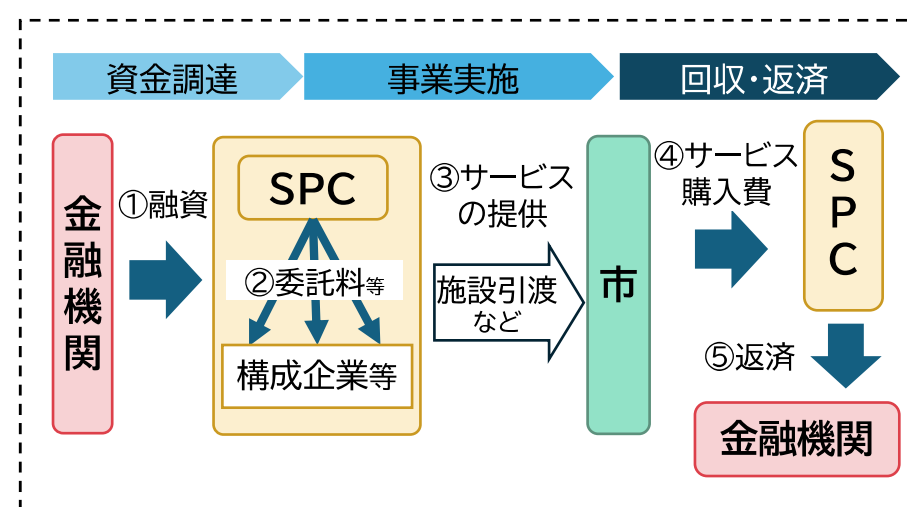
- ▶ 部分払を行う場合における補正予算の提案時期について、別途整理

◆ S P Cの資金調達状況



- ① 用地引渡の延期が要因で、金融機関が融資実行を留保
- ② 履行済の一部業務(設計等)の委託料等を支払うため、代表企業が自社資金にて SPC に貸し付け
- ③ ②により 構成企業等 に支払

(参考)PFI事業の一般的な資金調達スキーム



- ① 必要な資金を 金融機関 から調達
- ② 構成企業等 に委託料等を支払
- ③ 市 にサービス(施設引渡など)を提供
- ④ 市 からのサービス購入費の支払をもって、資金を回収
- ⑤ ④により、金融機関 に返済

(2) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について

対応方針(案)について

【課題】

- 大島学校給食センターと異なり、事業の見通しが立たず、一般的な資金調達スキームが不成立
- S P Cの収入であるサービス購入費の支払もなく資金難
- 代表企業が自社のリスクを負って資金を負担

- ◆ 金融機関からの融資やサービス購入費の収入時期が見通せず、資金調達の見込みがない
- ◆ このような状況が継続し、代表企業の負担が困難となった場合、事業自体が頓挫するおそれ

部分払の要望を受けている経費（約2.8億円）

[令和8年3月時点]

経費	内容等	金額
設計費	基本設計、実施設計	2.0億円
管理運営費等諸経費	業務管理費、公租公課等	0.5億円
研修・訓練費	センター配置予定者の人件費	0.3億円

※増加費用を含まず、サービス購入費として予め見込んでいた経費
※支払時期に応じ、他の経費についても要望を受ける可能性

対応方針(案)

リスク軽減による事業の継続性・安定性の確保に向け、更なる協議を実施

【時期】

サービス購入費について、当初予定していなかった部分払を早期に実施するため、9月補正予算にて対応

【対象】

要望を受けた経費について、現時点での支払が合理的な経費を対象に協議

- ・業務が履行済
- ・S P Cの支払時期が到来済 など

【手法】

事業契約を変更し、部分払に係る規定の追加等を実施

※サービス購入費の支払時期を変更するものであり、契約金額の変更はなし

(3) 大島学校給食センターについて

① 施設整備の状況



令和7年8月から建設工事に着工、現在外部・外壁工事がほぼ完了

大島学校給食センターの概要

- 所在地： 緑区大島1229番地75
- 構造・面積： 鉄骨造2階建、敷地9,814㎡、建築3,828㎡、延床4,401㎡
- 調理能力： 最大8,000食（2献立）/日
- 配送校： 中学校10校
(内出、相原、旭、小山、中央、清新、上溝、上溝南、田名、大沢)
- 運営事業者： (株)相模原学校給食サービス（代表企業：(株)東洋食品）
【SPC】
- PFI契約金額： 約145億円

(外観イメージ)





※ 1F EVホール



※ 2F EVホール



※ 1F 事務室



② 事業スケジュール

年 月	内 容	整理・検討事項等
令和8年 4月～9月	○ 施設の建設 ○ センター開所に向けた各種準備・調整 ○ <u>9月末：施設の完成</u>（市への引渡し）	・ 配膳室の改修や給食手引の作成など、給食開始に向けた準備、配送校10校との調整 ・ 地域への説明や報告時期・内容に係る整理
10月	○ 10月中：施設の内覧 ○ 10月末：施設の洗浄	・ 施設の洗浄以降は、調理区域への立入不可
11月	○ 11/2(案)：大島学校給食センターの設置 （改正給食センター条例の施行） ○ <u>11/2(案)：開所式</u> ○ 11月2週～4週目：給食リハーサル 3回	・ センター設置日や開所式の日程は、調整中 ・ 開所式に係る検討
12月	○ <u>12/1：給食提供の開始</u>	



- 中東情勢の影響により、建築資材の一部について納入が遅れており、9月末の施設完成は困難
- 納入時期が不透明であるため、判明次第、契約金額や給食提供の開始時期への影響について改めて確認・整理
- ※ 保護者等への周知については、給食提供の開始時期が明らかになった段階で行う予定